



第73期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪20階「鳳凰」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

議決権行使期限
2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで

2022年9月1日に電子提供制度が施行され、上場会社に対して適用されるため、次回の株主総会から同制度が適用されます。

これにより、今回お送りしています「株主総会招集ご通知」の株主総会資料は、当社ホームページ等に掲載させていただくこととなりますので、そのアドレス等をお知らせすることになります。

次回以降の株主総会におきましても、株主総会資料を書面で受領を希望される株主様には「書面交付請求」のお手続きをしていただく必要があります。お手続きの詳細につきましては、株主様が口座を開設されている証券会社か、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

株式会社 **カワタ**

証券コード：6292

証券コード 6292
2022年6月7日

株主各位

大阪市西区阿波座1丁目15番15号

株式会社 **カフタ**

取締役社長 白石 亙

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜りありがたく御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使につきましては、当日のご出席のほか、書面により行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会当日のご出席をご検討の株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、ご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、総会会場では、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性がございます。当日ご来場くださいますも、ご入場をお断りする場合がございますことを、ご了承ください。

なお、ご来場の株主様へのお土産並びにお飲み物のご提供はいたしておりません。

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階「鳳凰」
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
- 以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）において掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎本招集ご通知は、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）にも掲載しております。
以下（1）及び（2）の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類の記載にかえて、当社ホームページに掲載しております。
（1）連結計算書類の連結注記表 （2）計算書類の個別注記表
なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。
 - ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）において、お知らせいたしますので、ご確認ください。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は安定的な配当維持に加え、業績に連動した株主の皆様への配当（利益還元）を充実させることを経営の重要政策のひとつとして位置付けるとともに、中長期的には安定した事業成長を図り株主価値を持続的に向上させるため、業績の進展状況等を勘案し、新規事業開発や戦略投資等に内部留保資金を投下していくことを基本方針としております。

第73期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金15円

配当総額 106,226,265円

(注) 既にお支払いしております中間配当（1株につき15円）を含めました当事業年度の年間配当は、1株につき30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日（水曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款に所要の変更を行うものであります。
- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 補欠として選任された監査等委員の選任に係る決議の有効期間について、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう、現行定款第20条に第4項を新設するものであります。なお、この変更につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 (条文省略) 2.~3. (条文省略) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (条文省略)</p> <p>第1条 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 (現行どおり) 2.~3. (現行どおり) 4. <u>補欠として選任された監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 (現行どおり)</p> <p>第1条</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供制度に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>変更前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後の定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会としては、各候補者の選任について、株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	しら いし わたる 白 石 瓦 再任	代表取締役 取締役社長	13回/13回 (100.0%)
2	しら い ひで のり 白 井 英 徳 再任	取締役 グループ経営担当（製造・開発） 執行役員 品質保証部門統括	13回/13回 (100.0%)
3	ふじ さか つね ひろ 藤 坂 祐 宏 再任	取締役 グループ経営担当（経営管理） 執行役員 管理部門統括	13回/13回 (100.0%)
4	き みず ひとし 木 水 均 新任	執行役員 グループ経営担当（営業・サービス） 営業企画部門統括	一回/一回 (- %)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しら いし わたる 白石 互 (1963年12月25日生)	1986年4月 三洋電機(株)入社 1990年4月 積水化学工業(株)入社 2003年9月 当社入社 2009年10月 財務経理部長 2012年6月 執行役員就任 2013年6月 取締役就任 2018年6月 常務取締役就任 2019年1月 代表取締役社長就任(現任) 2020年6月 執行役員就任 (重要な兼職の状況) カワタU.S.A. INC.代表取締役社長 川田機械製造(上海)有限公司董事長	17,290株
(候補者とした理由) 白石 互氏は、上場会社で経理及び経営管理分野の経験を経て、2003年に当社に入社しました。入社後は、財務会計分野での豊富な経験と専門知識を活かして、財務経理部門の業務に従事してまいりました。2013年からは取締役、2018年からは常務取締役、そして2019年1月からは業務執行の最高責任者である代表取締役社長に就任し、当社グループ経営における事業全般を通じて業績拡大に努めており、今後更なる企業価値向上の実現を図るために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	しら い ひで のり 白井 英徳 (1966年3月17日生)	1986年4月 当社入社 2012年4月 設計二部長 2013年3月 執行役員就任 2013年6月 取締役就任(現任) 代表取締役社長就任 2019年1月 執行役員就任(現任) (重要な兼職の状況) 川田国際股份有限公司董事長	18,995株
(候補者とした理由) 白井英徳氏は、当社入社以来、長年にわたって設計部門で培ってきた豊富な実務経験に加え、2013年からは業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務め、当社グループの成長に力を尽くし、2019年1月からは当社グループ経営において製造・開発部門を中心に業績拡大に努めております。今後も当社の企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ふじ さか つね ひろ 藤 坂 祐 宏 (1960年2月26日生)	1982年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2008年5月 同行渋谷支店長 2010年7月 当社入社 2010年8月 執行役員就任 2011年6月 取締役就任(現任) 2016年10月 川田機械製造(上海)有限公司董事長兼総経理 川田機械香港有限公司董事長 2022年1月 執行役員就任(現任)	18,419株
(候補者とした理由) 藤坂祐宏氏は、銀行において支店長を歴任し、長年の実務経験を経て、2010年に当社に入社しました。2011年からは取締役を務めており、その経験を海外子会社の経営に活かしてまいりました。2022年1月からは当社グループ経営において経営管理部門を中心に、透明性の高いコーポレート・ガバナンスへの取り組み、人材育成の強化、コンプライアンス意識の徹底等に努めております。今後も当社の企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
4	新任 き みず ひとし 木 水 均 (1959年9月5日生)	1985年4月 当社入社 2005年4月 西日本営業部長 2008年11月 川田(上海)有限公司総経理 2011年12月 生産管理部長 2017年6月 執行役員就任(現任) 製造部長 2022年4月 営業企画管理部長(現任)	7,368株
(候補者とした理由) 木水均氏は、当社入社以来、長年にわたり販売活動に従事してまいりました。また、海外子会社において会社経営の経験を経たほか、2011年12月からは生産管理部長をはじめ製造部門における責任者を経験し、その知見を高めました。これらのことから、当社の企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、このたび取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者が所有する当社株式の数には、カワタ役員持株会における2022年3月31日時点の本人持分を含んでおります。なお、取締役候補者木水均氏の所有する当社株式は、カワタ従業員持株会における2022年3月31日時点の本人持分を含んでおります。

3. 当社は、取締役等が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、取締役等を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。
- なお、当社は毎年11月1日に当該保険契約を更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	わた なべ ひろし 渡 部 寛 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役（社外） 常勤監査等委員 独立役員	13回/13回 (100.0%)
2	い とう よし のぶ 伊 藤 芳 伸 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役（社外） 監査等委員 独立役員	13回/13回 (100.0%)
3	いい づか かず お 飯 塚 一 雄 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役（社外） 監査等委員 独立委員	13回/13回 (100.0%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	わた なべ ひろし 渡 部 寛 (1958年12月4日生) <input type="checkbox"/> 社外取締役 (独立役員)	1982年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2009年5月 同行外為事務部長 2012年4月 エムエスティ保険サービス(株)常務執行役員就任 2014年6月 エムエスティリスクコンサルティング(株)専務取締役就任 2020年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	一株
	<p>(候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>渡部 寛氏は、銀行及びリスクコンサルティング会社において企業の与信審査業務等に携わり、経営管理に関する幅広い知識と見識を有しております。2020年からは当社の社外取締役(監査等委員)を務めており、社外取締役としての客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議に出席し、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言をしております。</p> <p>同氏には、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言を期待しております。</p> <p>これらの理由から、引き続き当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>いとう よしのぶ 伊藤 芳伸 (1954年2月28日生)</p> <p>社外取締役 (独立役員)</p>	<p>1976年4月 ミノルタカメラ(株)入社 2003年11月 コニカミノルタフォトイメージングU.S.A.,INC.副社長就任 2005年2月 コニカミノルタフォトイメージングCanada, INC.社長&CEO就任 2006年5月 コニカミノルタビジネスソリューションズU.S.A.,INC.副社長就任 2009年6月 コニカミノルタホールディングス(株)監査委員会室部長 2012年4月 コニカミノルタオプティクス(株)常勤監査役就任 2013年4月 コニカミノルタ(株)経営監査室オプティクスカンパニー調査役 2015年6月 当社取締役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)</p>	-株
<p>(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 伊藤芳伸氏は、異業種で経営者としての豊富な経験を有しております。2015年からは当社の社外取締役を、2016年からは社外取締役(監査等委員)を務めており、社外取締役としての客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議に出席し、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言をしております。 同氏には、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言を期待しております。 これらの理由から、引き続き当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であり、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>			
3	<p>いいづか かずお 飯塚 一雄 (1965年3月2日生)</p> <p>社外取締役 (独立役員)</p>	<p>1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2011年12月 弁護士登録 小原法律特許事務所入所 2015年1月 飯塚法律事務所設立 飯塚法律事務所 弁護士(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任) 2021年12月 (株)インソース監査役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 飯塚法律事務所 弁護士 (株)インソース 監査役(社外)</p>	-株
<p>(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 飯塚一雄氏は、銀行を2004年10月に退行後、弁護士としての職歴を通じて、法律の専門的知識や経験等を有しております。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家として、経営から独立し中立的で公正な立場で当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に向けて意見をしております。 同氏には、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言を期待しております。 これらの理由から、引き続き当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者各氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 渡部 寛、伊藤芳伸及び飯塚一雄の各氏が監査等委員である取締役の再任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項に基づき、各氏との間でそれぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める金額とします。
3. 監査等委員である取締役候補者各氏は、社外取締役候補者であり、当社が定める独立性の要件を満たしております。渡部 寛、伊藤芳伸及び飯塚一雄の各氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、取締役等が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、取締役等を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。
- なお、当社は毎年11月1日に当該保険契約を更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社の社外役員の独立性基準は、以下のとおりであります。
- 「社外役員独立性基準」
- 当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。
- 当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。
1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人）
 2. 当社の大株主（議決権ベースで5%以上を保有する株主）
 3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（取引金額が連結売上高の2%を超えるもの）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（借入金残高が当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業
 4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 5. 当社グループから年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者

7. 社外取締役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（配偶者及び二親等内の親族）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（取締役、監査役、執行役員及び部長職以上の業務執行者）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(ご参考) 第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	地位	企業経営	営業	グローバル	研究開発	製造生産	法務、リスクマネジメント	ESG、サステナビリティ
白石 瓦	代表取締役 取締役社長	○					○	○
白井 英徳	取締役 執行役員	○			○			○
藤坂 祐宏	取締役 執行役員	○	○	○				○
木水 均	取締役 執行役員	○	○	○		○		
渡部 寛	社外取締役 常勤監査等委員	○		○			○	
伊藤 芳伸	社外取締役 監査等委員	○		○				
飯塚 一雄	社外取締役 監査等委員						○	

各スキルの定義と選定理由

スキル	スキルの定義	選定理由
企業経営	当社代表取締役の経験、または他の会社におけるCEO等の最高責任者の経験や知見を有すること。	経営トップとして明確な方向性を示し、リーダーシップを発揮するなどの経営判断の経験と知識は必要であるため。
営業	当社または当社グループ企業における営業の経験や知見を有すること。	既存市場や新規市場における動向を捉え、戦略を構築し、業績拡大に資する経験と知識は必要であるため。
グローバル	当社または他の会社における海外事業の経験や知見を有すること。	当社グループのグローバルな展開の成果を高めるにあたり、海外事業や海外赴任の経験と知識は必要であるため。
研究開発	当社または当社グループ企業における機械設計・開発の経験や知見を有すること。	当社機器に関する専門性は、更なる技術革新や新製品開発のために重要であり、その経験と知識は必要であるため。
製造生産	当社または当社グループ企業における機械製造・生産の経験や知見を有すること。	製造業として、製造管理（適正在庫、原材料調達）をはじめ安全な生産体制の整備は重要であり、その経験と知識は必要であるため。
法務、リスクマネジメント	当社または他の会社における法務、リスク管理の経験や知見を有すること。弁護士等の法律系の資格を有すること。	法務、リスクマネジメントは、適切な法令遵守と企業体制の基礎となる部分であり、その経験と知識は必要であるため。
ESG、サステナビリティ	当社または当社グループ企業におけるESGに関する専門性、SDGsをはじめとしたサステナビリティに関する専門性を有すること。	持続可能な社会を実現するための組織、製品開発は重要であり、そのための経験と知識は必要であるため。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

城 豊治氏が監査等委員である取締役に就任した場合、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力につきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
じょう 豊 治 城 豊 治 (1951年4月27日生) 社外取締役 (独立役員)	1975年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2002年2月 同行大阪西支社長 2003年9月 千歳興産(株)入社 2007年1月 同社取締役就任 2010年6月 関西千歳サービス(株)常務取締役就任 2012年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員) 就任	-株
(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 城 豊治氏は、長年にわたり、銀行における企業の与信審査業務をはじめ、一般企業における管理業務を通じて、経営管理に関する幅広い知識と見識、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2012年からは当社の社外監査役を、2016年からは社外取締役(監査等委員)を務めており、社外監査役ないしは社外取締役としての客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議に出席し、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言をしております。 同氏には、経営管理をはじめとする専門的知見を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。 なお、同氏は、当社の監査等委員である社外取締役に就任しており、その期間は2016年6月から2020年6月までの4年となります。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 城 豊治氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、会社法第427条第1項に基づき、城 豊治氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める金額とします。
3. 城 豊治氏は、当社が定める独立性の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。
- なお、当社は毎年11月1日に当該保険契約を更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社の社外役員の独立性基準につきましては、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の欄外注記の5.に記載しておりますので、ご参照ください。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「現プラン」といいます。）を継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、現プランの継続を決議し、同6月26日開催の当社第70期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、2022年5月11日開催の取締役会にて、現プランを株主の皆様のご承認を得ることを条件として継続することを決定したものであります（継続後の対応策を、以下「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、2025年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

本プランの継続を決定した取締役会には、当社の監査等委員3名全員が出席し、本プランは当社株式の大量取得行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見が表明されています。

なお、本プランの継続にあたり、本プランの実質的内容に変更はございませんが、別紙4の更新及び本プランの手続きに関するフロー図を追加しておりますのでご参照ください。

当社株式の大量取得行為に関する対応策

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 会社の経営の基本方針

①社是

われわれは「三力」をもって生産に励み、社運の伸展につくし、企業を通じて社会の平和と繁栄に寄与せんことを期する。

- 知力 価値を生み出すのは知力である
全知をつくして方法を考え力強く実行しよう
- 努力 一步前進するにも努力がいる
苦難を克服し向上発展の道を一すじに進もう
- 協力 ひとりの力には限界がある
みんな力を出しきり一つに結ぼう

②経営理念

「プラスチックをはじめとする粉粒体による製品製造現場において、省力化機器のスペシャリストとして、お客様のニーズにマッチした、品質の高い、他社の追随を許さないオンリーワン製品をお届けすることにより、社会に貢献する」

1. 市場が求めるものを常に探求し、お客様に喜ばれる製品・サービスを提供する。
2. お客様が製造する消費財・生産財を通じて、世界の人々のより豊かで安全な暮らしに貢献する。
3. 従業員の自主性と働きがいを重視し、会社を持続的に成長させる。
4. 株主、取引先、地域社会の皆様から、「いい会社」と呼ばれる会社になる。

③SDGsへの取り組み

当社は、「社是」、「経営理念」を継続的に推進・実行することで、環境、社会、経済の各課題に真摯に取り組み、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献する。

1. お客様の生産現場において、生産性の向上と省力化・省エネルギー・省資源化に貢献する。
2. お客様が生産する地球環境に優しい製品を通じて、世界の環境保全に貢献する。
3. 自社の事業活動において、生産性の向上と省力化・省エネルギー・省資源化を推進する。
4. お客様や自社における廃棄物削減のための取り組みとリサイクルへの対応を推進する。
5. 持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長と生産的で働き甲斐のある人間らしい仕事を両立する。

6. あらゆるステークホルダーと連携・協働して開発目標達成に努める。

④基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、チャレンジCES（低コスト（C）、省エネ（E）、省スペース（S））を製品開発指針として、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(2) 中長期的な経営戦略、対処すべき課題及び目標とする経営指標

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）及び営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北中米）相互の連携を強固にし、品質、コスト、納期、アフターサービスでの競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。株主の皆様への還元（配当または自己株式の取得）を充実させる一方で、高付加価値製品の開発や新規販売分野・地域の拡大、新規事業開発や戦略投資等にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。中長期的には、株主資本と負債のバランスを適切な水準に維持しつつ自己資本利益率（ROE）を安定して8%以上確保できる事業構造の構築と、自己資本配当率（DOE）を安定して2.5%以上確保することを目標としております。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、人材の育成と強化等により、経営体質の一層の強化と透明性の向上を図ることを、経営上の重点課題と位置付けております。なお、コーポレート・ガバナンスの詳細につきましては、(株)東京証券取引所に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出するとともに、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）に、社是・経営理念、SDGsへの取り組み、コーポレート・ガバナンス基本方針、社外役員独立性基準、グループ行動指針、環境理念と方針、経営方針、中期経営計画等を開示しております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模な買付行為を行う者から必要な情報を入手するとともに、その大規模な買付行為を評価・検討する期間を確保し、株主の皆様への代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、本プランの導入が必要であるとの結論に至りました。

なお、2022年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙4「当社大株主の株式保有状況」のとおりです。また、当社は現時点において当社株式の大量買付に係る提案を受けているわけではありません。

2 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰで述べた基本方針に沿った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模な買付行為を行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに当該買付が手続きを遵守せず行われた場合、及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような買付であった場合、対抗措置を発動することで大規模な買付行為を行う者に損害が発生することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

3 独立委員会の設置

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社社外取締役または社外有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等を含む）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2のとおり3氏が就任する予定です。

4 本プランの内容について

(1) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株式の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。かかる行為を以下「大量買付等」という。）がなされる場合を適用対象とする。大量買付等を行う者または提案する者（以下「大量買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従うこととする。

- ① 当社が発行者である株式等^{注1}について、保有者^{注2}の株式等保有割合^{注3}が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等^{注4}について、公開買付^{注5}にかかる株式等の株式等所有割合^{注6}及びその特別関係者^{注7}の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 「買付意向表明書」の当社への事前提出

大量買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大量買付者等が大量買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出する。具体的な「買付意向表明書」の記載事項は以下のとおりとする。

① 大量買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称及び住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

- ② 大量買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び「買付意向表明書」提出前60日間における大量買付者等の当社の株式等の取引状況
- ③ 大量買付者等が提案する大量買付等の概要（大量買付者等が大量買付等による取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大量買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等^{注8}その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全て。）を含む。）
- ④ 本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約

(c) 大量買付者等に対する情報提供の要求

上記(b)の「買付意向表明書」の提出後、大量買付者等は、以下の手順に従い、当社に対して、大量買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」という。)を日本語で提供する。

まず、当社は、大量買付者等に対して、「買付意向表明書」を受領した日から10営業日^{注9}(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記(b)①(ホ)の国内連絡先に発送するので、大量買付者等は、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出する。

当社取締役会は、大量買付者等からの本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。

また、上記の「情報リスト」に従い大量買付者等から提供された情報では、大量買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会または独立委員会が合理的に判断する場合には、大量買付者等は当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供するものとする。

大量買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとする。

- ① 大量買付者等及びそのグループ(共同保有者^{注10}、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含む)
- ② 大量買付等の目的、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大量買付等の対価の価額・種類、大量買付等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付予定の株式等の数及び大量買付等を行った後における株式等所有割合、大量買付等の方法の適法性を含む)
- ③ 大量買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含む)
- ④ 大量買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む)
- ⑤ 大量買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 大量買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」という。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- ⑦ 大量買付者等が大量買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 大量買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大量買付者等からの本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。

なお、当社取締役会は、大量買付者等から大量買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要等のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる事項については、速やかに情報開示を行う。

また、当社取締役会及び独立委員会は、大量買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大量買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」という。）し、速やかにその旨を開示する。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大量買付等の評価の難易度等に応じ、対価を円価現金のみとする当社全株式等を対象とする公開買付の場合は60日間を超えない期間、その他の大量買付等の場合は90日間を超えない期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設定し、速やかに開示する。ただし、当社取締役会は、評価・検討等のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ、当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとするが、その期間は最長30日間とする。延長する場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大量買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示する。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者等から提供された本必要情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者等の大量買付等の内容の検討を行う。当社取締役会は、これらの検討を通じ、大量買付等に関する意見を慎重にとりまとめ、大量買付者等に通知するとともに、独立委員会の承認を経て、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示する。また、必要に応じ、大量買付者等との間で大量買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもある。

(e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大量買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記に定める勧告を行った場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとする。

① 大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合は、当該大量買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、当該大量買付等に対する対抗措置の発動を勧告する。

② 大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会に対して、当該大量買付等に対する対抗措置の不発動を勧告する。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下（i）～（v）に掲げる行為が意図されており、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する買付である場合には、例外的措置として、独立委員会は対抗措置の発動を勧告することがある。

- (i) 大量買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (ii) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

- (iv) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (v) 大量買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいう。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記(i)～(v)に掲げる行為が意図されており、対抗措置の発動が相当であると判断するにいたった場合には、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとする。

(f) 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議する。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もある。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとする。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行う。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行う。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

なお、大量買付者等は、取締役会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

(g) 対抗措置の発動の停止

当社取締役会が上記 (f) の手続きに従い、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、以下のいずれかの状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を十分尊重したうえで、対抗措置発動の停止の決議を行うものとする。

- ① 大量買付者等が大量買付等を撤回した場合、その他大量買付等が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記 (e) ②に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに対抗措置を発動することが相当ではない場合

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(2) 対抗措置の具体的内容

本プランに基づき発動する対抗措置は、別紙3に定める条件・内容の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当とする。

また当社取締役会は、一旦本新株予約権の無償割当の実施の決議をした後も、上記 (1) (g) に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決議することがある。例えば、本新株予約権の無償割当の効力発生日までは本新株予約権の無償割当の中止、本新株予約権の無償割当の効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとする。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、以降についても、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については株主総会の承認を経ることとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。なお、会社法、金融商品取引法、その他法令もしくは金融商品取引

所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更等に伴う形式的な修正が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて修正することがある。

当社は、本プランを廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行う。

5 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。また、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入にかかる諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大量買付等がなされた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは当社の本定時株主総会で株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記4(3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、株主の皆様のご意思に基づくことになっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性・合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主及び投資家の皆様へ情報開示をすることとし、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記4(1)「本プランに係る手続き」(e)にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4(1)「本プランに係る手続き」(e)にて記載したとおり、大量買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4(3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、大量買付者等が当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。(取締役の解任要件を加重しておりません。)

6 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、大量買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償で割当られます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は

生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、大量買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、上記4(1)「本プランに係る手続き」(g)に記載の手続き等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じ、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

なお、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することになるため、株主の皆様におかれましては本新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- 注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。
- 注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じ。
- 注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。
- 注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下②において同じ。
- 注5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
- 注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じ。
- 注7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。
- 注8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいう。
- 注9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。
- 注10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

以上

独立委員会規程の概要

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 2 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役で独立委員会委員である者が取締役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
- 4 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、従業員その他必要と認める者を出席させ、その意見または説明を求めることができる。
- 5 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。
なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 本プランの対象となる大量買付等の該当性の判断
 - (2) 本プランに係る対抗措置の発動または不発動（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (3) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (4) 本プランの廃止または変更
 - (5) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 7 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

飯塚 一雄（いづか かずお）
（略歴）

1989年4月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行
2011年12月 弁護士登録
2015年1月 飯塚法律事務所設立（現任）
2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2021年12月 (株)インソース監査役（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、金融商品取引所（(株)東京証券取引所）に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

伊藤 芳伸（いとう よしのぶ）
（略歴）

1976年4月 ミノルタカメラ(株)入社
2003年11月 コニカミノルタフォトイメージングU.S.A., INC.副社長
2005年2月 コニカミノルタフォトイメージングCanada, INC.社長&CEO
2006年5月 コニカミノルタビジネスソリューションズU.S.A., INC.副社長
2009年6月 コニカミノルタホールディングス(株)監査委員会室部長
2012年4月 コニカミノルタオプティクス(株)常勤監査役
2013年4月 コニカミノルタ(株)経営監査室オプティクスカンパニー調査役
2015年6月 当社取締役
2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、金融商品取引所（(株)東京証券取引所）に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

野村 剛司（のむら つよし）
（略歴）

1998年4月 弁護士登録
2003年10月 なのはな法律事務所設立（現任）

上記3氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権無償割当の要項

1 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

2 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当をします。

3 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。

6 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者^{注1}、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者^{注2}、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者^{注3}（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

8 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

9 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

注1 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

- 注2 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 注3 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

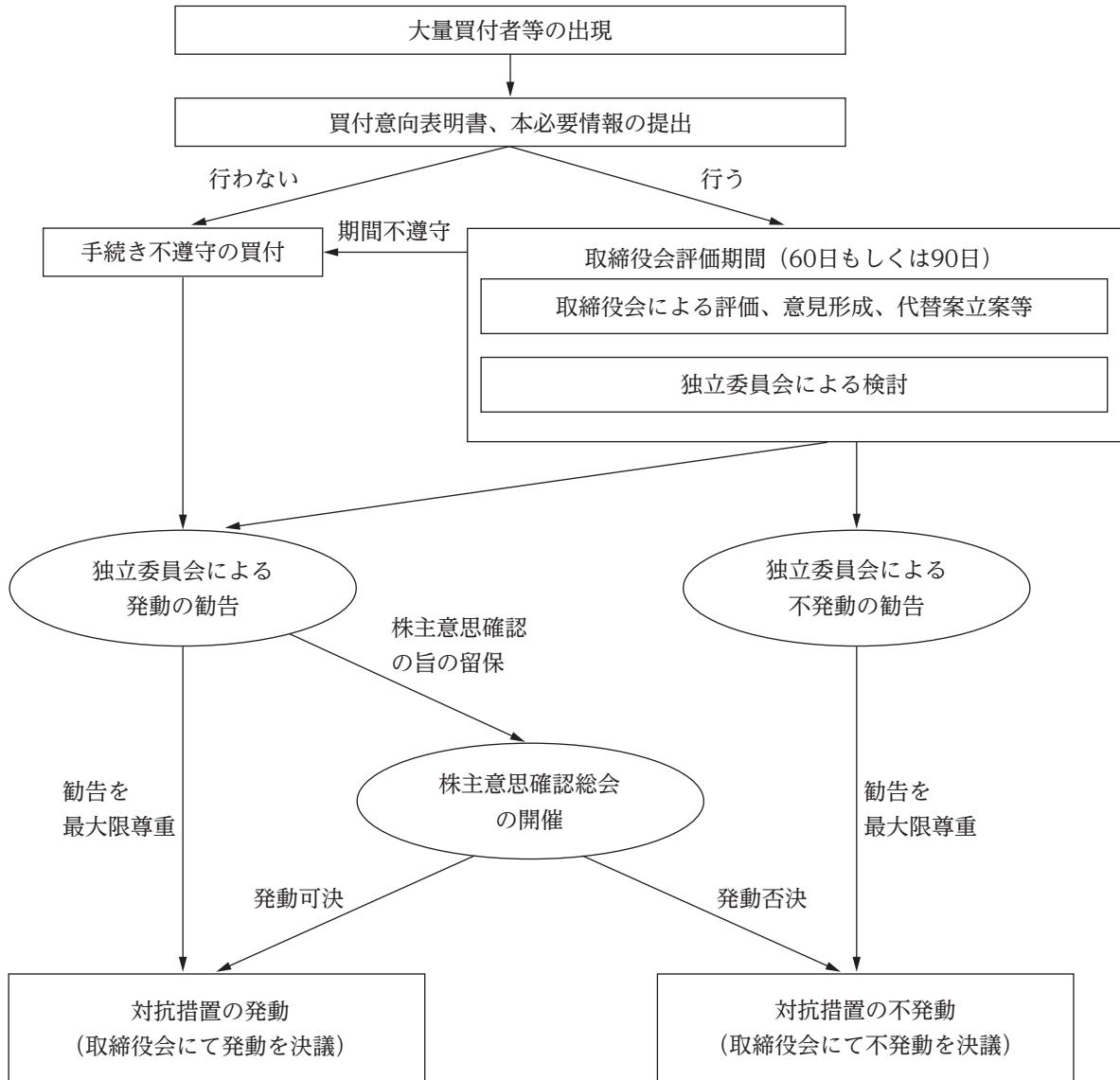
当社大株主の株式保有状況（2022年3月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 20,000,000株
- 2 発行済株式総数 7,210,000株
- 3 株主数 8,576名
- 4 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	645,100	8.94
カワタ共伸会	561,500	7.78
(株)三菱UFJ銀行	351,000	4.86
カワタ従業員持株会	256,380	3.55
(株)日本カストディ銀行（信託口）	143,000	1.98
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	141,500	1.96
(株)カワタ	128,249	1.77
日本生命保険相互会社	110,700	1.53
明治安田生命保険相互会社	110,000	1.52
大阪中小企業投資育成(株)	110,000	1.52

以上

本プランの手続きに関するフロー図



事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、国、地域により新型コロナウイルス感染拡大の波はあるものの、ワクチン接種や治療薬の進展を背景に先進国を中心に経済活動の正常化が段階的に進められ、総じて回復基調となりました。他方、ウクライナ情勢や中国のゼロコロナ政策に伴う主要都市ロックダウンなどの地政学的リスクの高まりや資源価格の上昇、米国の金融引き締め等により、先行き不透明感は強まっております。

わが国経済も、ワクチン接種の普及と社会経済のウイズコロナ対策が定着するなか、経済活動は緩やかに回復に向かいました。また、設備投資の動向を知るうえで先行指標のひとつである機械受注統計の推移を見ても、2021年4～6月は11,736億円（前年同期比26.5%増）、7～9月は12,700億円（同33.7%増）、10月～12月は13,014億円（同23.4%増）、1月は4,321億円、2月は4,245億円と回復基調にあります。

このような環境下、当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、引き続き各セグメントが属する国の状況に応じて時差出勤や在宅勤務等を継続しながら、プラスチック成形関連のコアビジネスにおきましては、品質の向上、納期の確守、新製品の開発等、競争力強化によるマーケットシェアの拡大を図るとともに、電池、食品、化粧品等の新規販売分野の開拓・拡大に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度における受注高は前第2四半期を底として増加に転じ、前年同期比では58億9千7百万円増（同38.7%増）の211億4千4百万円、受注残高は前年同期比39億2千5百万円増（同83.4%増）の86億3千1百万円となりました。また、売上高につきましては、前年同期比15億9千5百万円増（同9.5%増）の183億8千3百万円となりました。

損益面では、材料費を中心とした原価低減や諸経費の削減等に努めたことなどにより、売上総利益率が改善（27.3%→28.1%）し、営業利益は前年同期比2億5千4百万円増（同50.3%増）の7億6千万円、経常利益は前年同期比3億6百万円増（同51.4%増）の9億3百万円となりました。

特別損益では、固定資産売却益5百万円、投資有価証券売却益1百万円を特別利益に、子会社清算損8百万円を特別損失に計上し、更に法人税、住民税及び事業税2億9千万円、法人税等調整額6千5百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比2億4千4百万円増（同82.4%増）の5億4千万円となりました。

(2) 当社グループのセグメント別売上高の内訳

区 分	期 別	第72期 (2021年3月期)		第73期(当連結会計年度) (2022年3月期)		増減額
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		百万円	%	百万円	%	百万円
日 本		11,632	69.3	11,090	60.3	△542
東 ア ジ ア		4,591	27.4	6,498	35.3	1,906
東 南 ア ジ ア		1,424	8.5	1,781	9.7	356
北 中 米		97	0.5	216	1.2	119
セグメント間の取引消去		△958	△5.7	△1,203	△6.5	△245
合 計		16,787	100.0	18,383	100.0	1,595

(3) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3社と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は15億円であります。

② 設備投資

当社グループは、当連結会計年度において総額3億3千8百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、当社における各種テスト、販売促進（ショールーム）及び社内外の研修を目的とした土地購入1億6千2百万円、工場及び営業所等の設備改修・更新3千6百万円、川田機械製造（上海）有限公司における生産機器2千万円、カワタパシフィックPTE.LTD.における営業用車両等1千9百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第70期 (2019年3月期)	第71期 (2020年3月期)	第72期 (2021年3月期)	第73期(当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	24,576	21,197	16,787	18,383
経 常 利 益(百万円)	2,323	1,639	597	903
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,676	1,063	296	540
1株当たり当期純利益(円)	236.70	150.19	42.24	77.52
総 資 産(百万円)	23,781	21,866	20,911	22,036
純 資 産(百万円)	9,854	10,675	10,621	11,322
1株当たり純資産(円)	1,367.65	1,477.70	1,494.79	1,594.60

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

イ) 社是

われわれは「三力」をもって生産に励み、社運の伸展につくし、企業を通じて社会の平和と繁栄に寄与せんことを期する

知力 価値を生み出すのは知力である

全知をつくして方法を考え力強く実行しよう

努力 一歩前進するにも努力がいる

苦難を克服し向上発展の道を一すじに進もう

協力 ひとりの力には限界がある

みんな力を出しきり一つに結ぼう

ロ) 経営理念

プラスチックをはじめとする粉粒体による製品製造現場において、省力化機器のスペシャリストとして、お客様のニーズにマッチした、品質の高い、他社の追随を許さないオンリーワン製品をお届けすることにより、社会に貢献する

1. 市場が求めるものを常に探求し、お客様に喜ばれる製品・サービスを提供する。
2. お客様が製造する消費財・生産財を通じて、世界の人々のより豊かで安全な暮らしに貢献する。
3. 従業員の自主性と働きがいを重視し、会社を持続的に成長させる。

4. 株主、取引先、地域社会の皆様から、「いい会社」と呼ばれる会社になる。

ハ) SDGsへの取り組み

当社は、「社是」、「経営理念」を継続的に推進・実行することで、環境、社会、経済の各課題に真摯に取り組み、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献する。

1. お客様の生産現場において、生産性の向上と省力化・省エネルギー・省資源化に貢献する。
2. お客様が生産する地球環境に優しい製品を通じて、世界の環境保全に貢献する。
3. 自社の事業活動において、生産性の向上と省力化・省エネルギー・省資源化を推進する。
4. お客様や自社における廃棄物削減のための取り組みとリサイクルへの対応を推進する。
5. 持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長と生産的で働き甲斐のある人間らしい仕事を両立する。
6. あらゆるステークホルダーと連携・協働して開発目標達成に努める。

ニ) 基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、チャレンジCES (低コスト (C)、省エネ (E)、省スペース (S)) を製品開発指針として、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

② 中長期的な会社の経営戦略、対処すべき課題及び目標とする経営指標

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激的な技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点 (日本、中国、東南アジア) 及び営業・サービス拠点 (日本、中国、台湾、東南アジア、北中米) 相互の連携を強固にし、品質、コスト、納期、アフターサービスでの競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。株主の皆様への還元 (配当または自己株式の取得) を充実させる一方で、高付加価値製品の開発や新規販売分野・地域の拡大、新規事業開発や

戦略投資等にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。中長期的には、株主資本と負債のバランスを適切な水準に維持しつつ自己資本利益率（ROE）を安定して8%以上確保できる事業構造の構築と、自己資本配当率（DOE）を安定して2.5%以上確保することを目標としております。

当期においては、利益剰余金の増加に加えて為替換算調整勘定が増加したこと等により自己資本比率（前年度49.9%→50.5%）が上昇いたしました。売上高の増加による売上総利益の増加等により収益性（売上高当期純利益率：前年度1.7%→3.0%）が改善し、自己資本利益率（ROE）は5.0%と目標の8.0%は未達となりましたが、前年度の2.8%と比較して2.2%改善いたしました。配当については、中長期的な需要予測や自己資本配当率を安定して確保する観点から1株当たり年間30.0円（中間配当15.0円、期末配当15.0円）の配当を実施させていただくことにより、自己資本配当率（DOE）は2.0%（前年度は2.0%）となります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、人材の育成と強化等により、経営体質の一層の強化と透明性の向上を図ることを、経営上の重点課題と位置付けております。なお、コーポレート・ガバナンスの詳細につきましては、(株)東京証券取引所に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出するとともに、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）に、社是・経営理念、SDGsへの取り組み、コーポレート・ガバナンス基本方針、社外役員独立性基準、グループ行動指針、環境理念と方針、経営方針、中期経営計画等を開示しております。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 企業集団の主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業	事業内容	主要製品
プラスチック製品製造 機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温度調節機及び金型冷却機)及び粉碎機、環境保全関連の各工程の合理化機器の製造・販売・保守サービス	輸送機（オートローダー） 輸送・計量・混合機（オートカラー） 高速混合機（スーパーミキサー） 金型温度調節機器（ジャストサーモ、ダイナサーモ、ダイナクール） 乾燥機（チャレンジャー） 大型乾燥機 原料受入貯蔵システム 原料自動分配供給システム 原料計量混合システム プラスチック粉碎機

(7) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

(イ) 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市西区	名古屋営業所	名古屋市東区
大阪第二オフィス	大阪市西区	大阪営業所	大阪市西成区
仙台営業所	仙台市太白区	広島営業所	広島市南区
埼玉営業所	埼玉県川口市	九州営業所	福岡県博多区
東京営業所	東京都中央区	三田工場	兵庫県三田市
南関東営業所	神奈川県厚木市	東京工場	埼玉県川口市
静岡営業所	静岡市駿河区	大阪工場	大阪市西成区

(注) 大阪工場の一部は子会社である(株)サーモテックへ賃貸しております。

(ロ) 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
カワタ U.S.A. INC.	米 国 イ リ ノ イ 州	カワタマシナリーベトナムCO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
カワタマシナリーメキシコS.A. DE C.V.	メキシコ合衆国ケレタロ州	川田機械製造(上海)有限公司	中華人民共和国上海市
カワタパシフィックP.T.E. LTD.	シンガポール国	川田機械香港有限公司	中華人民共和国香港特别行政区
カワタタイランドCO., LTD.	タイ国バンコク市	川田国際股份有限公司	中華民国台湾省新竹市
カワタマーケティングSDN. BHD.	マレーシア国ネグリセムビラン州	(株)サーモテック	大阪市西成区
PT.カワタインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州	エム・エルエンジニアリング(株)	静岡県藤枝市
PT.カワタマーケティングインドネシア	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州	(株)レイケン	東京都中央区

- (注) 1. レイケンタイランドCO., LTD.は、2020年7月31日開催の当社取締役会にて解散を決議し、2021年5月12日に清算終了いたしました。
2. 冷研(上海)貿易有限公司は、2020年9月29日開催の当社取締役会にて解散を決議し、2021年11月29日に清算終了いたしました。

② 従業員の状況

(イ) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
795名	(減) 23名

(ロ) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
236名	(減) 19名	42.6歳	12年

- (注) 従業員数には使用人兼務取締役、出向社員(関係会社への出向者14名、関係会社からの出向者1名)、パートタイマー及び嘱託再雇用社員は含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

名 称	出資比率	主要な事業内容
カワタU.S.A. INC. (KAWATA U.S.A. INC.)	100.0 (%)	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタマシナリーメキシコS.A. DE C.V. (KAWATA-MACHINERY MEXICO S.A. DE C.V.)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタパシフィックPTE. LTD. (KAWATA PACIFIC PTE. LTD.)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタタイランドCO., LTD. (KAWATA (THAILAND) CO., LTD.)	60.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタマーケティングSDN.BHD. (KAWATA MARKETING SDN.BHD.)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
PT. カワタインドネシア (PT. KAWATA INDONESIA)	100.0	プラスチック製品製造機器の製造及び販売
PT. カワタマーケティングインドネシア (PT. KAWATA MARKETING INDONESIA)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタマシナリーベトナムCO., LTD. (KAWATA MACHINERY (VIETNAM) CO., LTD.)	80.4	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
川田機械製造(上海)有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の製造、販売及びサービス業務
川田機械香港有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
川田国際股份有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
(株) サ ー モ テ ッ ク	100.0	金型温度調節機器、水関連機器の製造及び販売
エム・エルエンジニアリング(株)	100.0	プラスチック製品製造機器の製造、販売及びサービス業務
(株) レ イ ケ ン	100.0	金型温度調節機器の販売、水関連機器の製造、販売及びサービス業務

- (注) 1. PT.カワタインドネシアの出資比率は川田機械製造（上海）有限公司の出資に係る間接出資割合10.0%を、PT.カワタマーケティングインドネシアの出資比率はカワタパシフィックPTE.LTD.の出資に係る間接出資割合49.0%を、カワタマシナリーベトナムCO.,LTD.の出資比率はカワタタイランドCO.,LTD.の出資に係る間接出資割合29.4%を、(株)サーモテックの出資比率は(株)レイケンに出資に係る間接出資割合35.0%を、それぞれ含んでおります。
2. レイケンタイランドCO., LTD.は、2020年7月31日開催の当社取締役会にて解散を決議し、2021年5月12日に清算終了いたしました。
3. 冷研（上海）貿易有限公司は、2020年9月29日開催の当社取締役会にて解散を決議し、2021年11月29日に清算終了いたしました。

(9) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高
(株) 三菱UFJ銀行	1,793百万円
(株) りそな銀行	975
(株) 南都銀行	510
(株) 伊予銀行	380
(株) 山陰合同銀行	380

2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,210,000株（自己株式128,249株）
- (3) 株 主 数 8,576名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	645千株	9.10%
カワタ共伸会	561	7.92
(株)三菱UFJ銀行	351	4.95
カワタ従業員持株会	256	3.62
(株)日本カストディ銀行(信託口)	143	2.01
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	141	1.99
日本生命保険相互会社	110	1.56
明治安田生命保険相互会社	110	1.55
大阪中小企業投資育成(株)	110	1.55
日本システムコントロール(株)	109	1.54

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を128,249株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式（128,249株）を控除して計算しております。なお、当社は信託型株式報酬制度を導入しており、日本マスタートラスト信託銀行(株)（役員報酬B I P信託口・76541口）が当社株式を105,600株を取得しておりますが、当該自己株式に含めておりません。
4. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役	白石 互		カワタU.S.A. INC. 代表取締役社長 川田機械製造（上海）有限公司 董事長
取 締 役	白 井 英 徳	グループ経営担当 （製造・開発） 執行役員 品質保証部門統括	川田国際股份有限公司 董事長
取 締 役	柴 孝 幸	グループ経営担当 （営業・サービス） 執行役員 営業企画部門統括	(株)サーモテック 代表取締役
取 締 役	藤 坂 祐 宏	グループ経営担当 （経営管理） 執行役員 管理部門統括	
取締役（社外） （常勤監査等委員） （独立役員）	渡 部 寛		
取締役（社外） （監査等委員） （独立役員）	伊 藤 芳 伸		
取締役（社外） （監査等委員） （独立役員）	飯 塚 一 雄		飯塚法律事務所 弁護士 (株)インソース 監査役（社外）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）渡部 寛氏、伊藤芳伸氏及び飯塚一雄氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在の執行役員は7名（うち、取締役との兼務者は3名）であります。
3. 取締役（監査等委員）飯塚一雄氏は、飯塚法律事務所の弁護士であります。同所と当社との間に顧問契約等の取引関係はありません。
4. 当社は、取締役からの情報収集、取締役会をはじめとする重要会議の出席、内部監査部門との連携強化など、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、渡部 寛氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- なお、監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 渡部 寛氏、委員 伊藤芳伸氏、飯塚一雄氏
5. 当社は、取締役（監査等委員）渡部 寛氏、伊藤芳伸氏及び飯塚一雄氏の3名を、当社の「社外役員独立性基準」に基づき、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

6. 当社の社外役員の独立性基準は、以下のとおりであります。

「社外役員独立性基準」

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人）
2. 当社の大株主（議決権ベースで5%以上を保有する株主）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（取引金額が連結売上高の2%を超えるもの）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（借入金残高が当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者
7. 社外取締役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（配偶者及び二親等内の親族）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（取締役、監査役、執行役員及び部長職以上の業務執行者）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役（監査等委員）渡部 寛、伊藤芳伸及び飯塚一雄の各氏との間で、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の人数（名）と総額（千円）					
		固定報酬		業績連動報酬			
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		賞 与		信託型株式報酬	
		人数	総額	人数	総額	人数	総額
取 締 役 (監査等委員を除く)	53,490	4	31,800	4	13,470	4	8,220
うち、社外取締役	—	—	—	—	—	—	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	27,000	3	27,000	—	—	—	—
うち、社外取締役（監査等委員）	27,000	3	27,000	—	—	—	—
計	80,490	7	58,800	4	13,470	4	8,220

- (注) 1. 上記の賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
2. 上記の信託型株式報酬の額は、当事業年度に係る役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人部分における基本報酬として3名24,090千円、業績連動報酬（賞与）として2名4,922千円を支払っております。

②役員報酬の方針等

(イ) 役員報酬の決定方針

当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

- ・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保しております。
- ・役員報酬の年額については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会において総額の限度額を決定しております。
- ・監査等委員でない取締役については、役員報酬の一部を業績連動とすることにより、業績向上に対するインセンティブを強化しております。
- ・個別の報酬等の額を決定する場合には、各々の職位等を勘案した内規に基づき、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準や第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断しております。この場合、当社における他の役職員の報酬等及び当社グループ内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮しております。
- ・全ての取締役は、役員持株会に任意で入退会をすることができ、入会者は月額報酬のうち一定額を拠出し、当社株式の取得に充当することにより報酬の一部が中長期的なインセンティブに繋がるようにしております。

役員報酬の方針は、当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」において規定しております。「コーポレート・ガバナンス基本方針」は、当社取締役会の決議をもって制定及び改訂をしており、当社ホームページに掲載しております。

(ロ) 役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第71期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議にかかる取締役の員数は4名であります。

また、上記報酬等とは別に、社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く当社の取締役に対する信託型株式報酬制度にかかる報酬限度額は、2020年6月25日開催の第71期定時株主総会において、2021年3月31日で終了する事業年度から連続する3事業年度を対象として、120,000千円と決議いただいております。当該決議にかかる取締役の員数は3名であります。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第67期定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議にかかる取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

- (ハ) 役員報酬の決定方法及び当事業年度にかかる取締役の個別報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個別報酬等の額につきましては、最高経営責任者（代表取締役社長）、監査等委員である取締役及び独立社外取締役にて審議を行った後、取締役会にて決議いたしております。また、取締役会への上程にあたっては、監査等委員である取締役及び独立社外取締役との事前協議の場を設け記録を残すとともに、その意見を十分に尊重することといたしております。

以上のことから、取締役会は取締役の個別報酬等の内容について決定方針に沿うものであると判断しております。

- (二) 報酬構成と業績指標を選択した理由

監査等委員でない取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、定額の固定報酬の他に、業績評価を反映した業績連動報酬（賞与）と業績連動型株式報酬（信託型株式報酬）にて構成しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、内規に基づく定額報酬のみで構成しており、その報酬額は、監査等委員である取締役の役割・職務の内容を勘案し、監査等委員会での協議により決定いたします。

業績連動報酬（賞与）は、連結売上高、連結経常利益それぞれの達成率及び前期増減率に加えて、管掌ごとの目標達成率に定性評価を加味しており、具体的な割合は下記のとおりであります。これらの指標を組み合わせることにより、取締役の単年度の成果を多角的に評価できると考えております。

役 位	連結売上高、連結経常利益それぞれの達成率及び前期増減率に係る割合	管掌ごとの目標達成率（含 定性評価）に係る割合
代表取締役	100%	—
取 締 役	60%	40%

業績連動型株式報酬（信託型株式報酬）は、連結経常利益率、連結ROE（自己資本利益率）、連結EPS（1株当たり純利益）の当該年度までの3年平均の目標値に対する達成度に応じ決定し、それぞれの評価割合は40：30：30としております。また、業績連動係数の変動幅は、0%～150%としております（ただし、2021年3月期は単年度実績、2022年3月期は2年平均で達成度を算定します）。これらの指標を組み合わせることにより、取締役の中長期的な視点に基づいた業績の向上と企業価値の増大への貢献度を評価できると考えております。

(ホ) 業績連動報酬等の算定に用いた業績指標の実績値

報酬区分	業績指標	実績値
業績連動報酬 (賞与)	連結売上高達成率	98.3%
	連結経常利益達成率	115.9%
	連結売上高前期増減率	109.5%
	連結経常利益前期増減率	151.4%
業績連動型株式報酬 (信託型株式報酬)	連結経常利益率達成率(3年平均)	84.7%
	連結ROE達成率(3年平均)	49.1%
	連結EPS達成率(3年平均)	33.3%

- (注) 1. 業績連動報酬(賞与)につきましては、上記の業績指標のほか、管掌ごとの目標達成率に定性評価を加味して支給額を算定しております。
2. 業績連動型株式報酬(信託型株式報酬)における業績指標は3事業年度の平均で算定しますが、当事業年度につきましては、導入2年目であるため、2年間の実績値で算定しております。

(ヘ) 業績連動型株式報酬の内容

当社は、2020年6月25日開催の第71期定時株主総会における決議に基づき、社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く当社の取締役に対して、信託型株式報酬制度を導入しております。本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用しており、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う株式報酬制度です。なお、交付及び給付の時期は、取締役の退任時としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役等が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職の地位にある従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、当社は毎年11月1日に当該保険契約を更新しております。

(5) 各社外役員の主な活動状況と役割

区 分	氏 名	主な活動状況と役割
取締役 (常勤監査等委員)	渡 部 寛	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席（出席率100.0%）、監査等委員会13回全てに出席（出席率100.0%）し、主に事業会社の経営管理、財務及び会計に関する経験・見識から適宜発言及び助言があり、当社が社外取締役として期待する独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めており、その役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	伊 藤 芳 伸	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席（出席率100.0%）、監査等委員会13回中全てに出席（出席率100.0%）し、主に事業会社の経営者として培ってきた経験・見識から適宜発言及び助言があり、当社が社外取締役として期待する独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めており、その役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	飯 塚 一 雄	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席（出席率100.0%）、監査等委員会13回中全てに出席（出席率100.0%）し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言及び助言があり、当社が社外取締役として期待する独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めており、その役割を果たしております。

(6) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の更なる実効性向上を図るため、取締役会の実効性評価アンケートを実施し、分析・評価を行っております。主な評価項目は以下のとおりであります。

- ①取締役会の構成（全体の員数、多様性、独立社外取締役の員数）
- ②取締役会の運営方法（資料配布時期、開催頻度、取締役のトレーニング）
- ③取締役会の議題・議事進行（付議事項の範囲、審議時間の確保、議論の質）
- ④社外役員に対する情報提供（社外役員への適時適切な情報提供）

当該アンケートの結果、取締役会の実効性は確保されていると評価しましたが、取締役会における議論を活性化し、経営監督機能をより高められるよう継続して取り組んでまいります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	31,000千円
②	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
③	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前年実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、また監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することとします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。また、監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、「文書管理規程」及び「稟議規程」などの社内規程に則り作成、保存し管理する。各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応するためにリスク審査委員会を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを明確にする。
- 2) 当社の内部監査部門が子会社のリスク管理の状況について監査を行う。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、販売会議、業績検討会議を月1回開催するものとする。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- 3) 経営企画室は、中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定し、取締役会にて決定する。取締役社長は、各部門より業績のレビューと改善策を業績検討会議にて報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ロ及びハにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

ロ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) カワタ経営理念に基づき、グループの中期経営計画及び年度計画を策定する。
- 2) 関係会社主管者会議を定期的で開催し、グループ全体の経営の基本戦略の策定を行う。

ハ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) グループ全体に適用される「グループ行動指針」を策定し、当社グループ各社におけるコンプライアンス経営の推進を支援する。
- 2) 当社の監査・内部統制室が当社グループ子会社の内部監査を行い、内部統制の整備を支援する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査・内部統制室が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。

(7) 監査等委員会の（6）の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社の使用人については、その独立性を確保するために、任命及び解任並びに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とするとともに、当該使用人の評価・懲戒に関する決定は、監査等委員会と事前に協議したうえで、取締役社長がこれを決定する。
- 2) 当社の使用人の選任については、監査等委員である取締役の指揮命令に基づき監査機能の一翼を担う重要な役割を果たすことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮する。

(8) 次に掲げる体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

イ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制

1) 監査等委員でない取締役が報告すべき事項及びその体制

法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。また、法令の定めに従い、監査等委員である取締役は取締役会及び重要な会議に出席する。

2) 使用人が報告すべき事項及びその体制

「企業倫理ヘルプラインに関する規程」により、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。重大な法令違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会及び監査等委員である取締役に報告する。

ロ 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制

1) 子会社にて重大なコンプライアンス違反等の通報があった場合は、監査等委員である取締役に報告し、調査結果及び是正結果を監査等委員会に報告する。

2) 当社の内部監査部門が当社グループ子会社の内部監査を行い、内部監査結果を監査等委員会に報告する。

(9) 監査等委員である取締役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役へ報告をした者及びその内容については厳重な情報管理体制を整備するとともに、報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、解雇、降格、減給、不利益な配置転換、報復措置等、当該事実をもって不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底することとする。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 取締役会は監査等委員会による監査に協力し、監査にかかる費用については、予算を措置する。
- 2) 監査等委員会は弁護士、公認会計士に相談や助言を求める、またはその他の社外の専門家に対して事務の委託や調査を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項の定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができることとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、販売会議、業績検討会議を月1回開催し、予算実績の分析・評価・対策を具体的に検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査等委員会を月1回定期的に開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか、重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款の遵守について監査をいたしました。
- (3) 当社の役職員が守らなければならない基本原則である「行動指針」を、経営方針発表会にて配布・徹底を行っております。また、「グループ行動指針」を当社ホームページに開示し、監査・内部統制室による内部監査、自己監査にて海外を含めたグループ会社の運用状況の確認及び指導を行いました。
- (4) リスク審査委員会を月1回開催し、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスク分析、各種リスクの管理状況の確認、改善等の審議を行い、取締役会に報告いたしました。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」にて定められた協議事項、報告事項の審議を行い、当社より関係会社に助言、勧告、調整または指導を行いました。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 会社の経営の基本方針

①社是

われわれは「三力」をもって生産に励み、社運の伸展につくし、企業を通じて社会の平和と繁栄に寄与せんことを期する

- 知力 価値を生み出すのは知力である
全知をつくして方法を考え力強く実行しよう
- 努力 一歩前進するにも努力がいる
苦難を克服し向上発展の道を一すじに進もう
- 協力 ひとりの力には限界がある
みんな力を出しきり一つに結ぼう

②経営理念

プラスチックをはじめとする粉粒体による製品製造現場において、省力化機器のスペシャリストとして、お客様のニーズにマッチした、品質の高い、他社の追随を許さないオンリーワン製品をお届けすることにより、社会に貢献する

1. 市場が求めるものを常に探求し、お客様に喜ばれる製品・サービスを提供する。
2. お客様が製造する消費財・生産財を通じて、世界の人々のより豊かで安全な暮らしに貢献する。
3. 従業員の自主性と働きがいを重視し、会社を持続的に成長させる。
4. 株主、取引先、地域社会の皆様から、「いい会社」と呼ばれる会社になる。

③SDGsへの取り組み

当社は、「社是」、「経営理念」を継続的に推進・実行することで、環境、社会、経済の各課題に真摯に取り組み、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献する。

1. お客様の生産現場において、生産性の向上と省力化・省エネルギー・省資源化に貢献する。
2. お客様が生産する地球環境に優しい製品を通じて、世界の環境保全に貢献する。
3. 自社の事業活動において、生産性の向上と省力化・省エネルギー・省資源化を推進する。
4. お客様や自社における廃棄物削減のための取り組みとリサイクルへの対応を推進する。
5. 持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長と生産的で働き甲斐のある人間らしい仕事を両立する。
6. あらゆるステークホルダーと連携・協働して開発目標達成に努める。

④基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、チャレンジCES（低コスト（C）、省エネ（E）、省スペース（S））を製品開発指針として、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(b) 中長期的な会社の経営戦略、対処すべき課題及び目標とする経営指標

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）及び営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北中米）相互の連携を強固にし、品質、コスト、納期、アフターサービスでの競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。株主の皆様への還元（配当または自己株式の取得）を充実させる一方で、高付加価値製品の開発や新規販売分野・地域の拡大、新規事業開発や戦略投資等にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。中長期的には、株主資本と負債のバランスを適切な水準に維持しつつ自己資本利益率（ROE）を安定して8%以上確保できる事業構造の構築と、自己資本配当率（DOE）を安定して2.5%以上確保することを目標としております。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、人材の育成と強化等により、経営体質の一層の強化と透明性の向上を図ることを、経営上の重点課題と位置付けております。なお、コーポレート・ガバナンスの詳細につきましては、(株)東京証券取引所に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出するとともに、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）に、社是・経営理念、SDGsへの取り組み、コーポレート・ガバナンス基本方針、社外役員独立性基準、グループ行動指針、環境理念と方針、経営方針、中期経営計画等を開示しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月13日の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として継続することを決議し、2019年6月26日開催の当社第70期定時株主総会において、本プランを継続することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付等、(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付（以下、「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付者等の買付内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者（現時点においては社外取締役2名及び社外有識者1名）から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2022年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。ただし、当該有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続きを行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません）。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)(b)に記載した当社の中長期的な企業価値向上のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)に記載のとおり当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、その内容として独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること、有効期間が最長約3年と定められたうえ、取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,604,733	流動負債	6,948,315
現金及び預金	6,764,843	支払手形及び買掛金	2,560,399
受取手形及び売掛金	5,472,125	短期借入金	2,200,798
契約資産	1,023,378	1年以内償還予定社債	18,750
商品及び製品	613,859	リース債務	42,031
仕掛品	1,040,159	未払法人税等	143,219
原材料及び貯蔵品	1,235,660	契約負債	995,522
その他	495,102	製品保証引当金	123,035
貸倒引当金	△40,394	役員賞与引当金	52,656
固定資産	5,431,598	その他	811,902
有形固定資産	4,231,498	固定負債	3,765,965
建物及び構築物	2,140,359	長期借入金	2,590,002
機械装置及び運搬具	341,016	リース債務	69,934
土地	1,567,100	繰延税金負債	40,619
リース資産	89,773	役員株式給付引当金	13,850
建設仮勘定	4,840	退職給付に係る負債	932,610
その他	88,406	その他	118,948
無形固定資産	542,133	負債合計	10,714,280
その他	542,133	(純資産の部)	
投資その他の資産	657,966	株主資本	10,625,917
投資有価証券	323,445	資本金	977,142
繰延税金資産	96,577	資本剰余金	1,069,391
その他	240,051	利益剰余金	8,713,037
貸倒引当金	△2,107	自己株式	△133,654
資産合計	22,036,331	その他の包括利益累計額	498,221
		その他有価証券評価差額金	108,487
		為替換算調整勘定	389,734
		非支配株主持分	197,911
		純資産合計	11,322,050
		負債及び純資産合計	22,036,331

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,383,752
売上原価		13,221,736
売上総利益		5,162,015
販売費及び一般管理費		4,401,403
営業利益		760,612
営業外収益		
受取利息及び配当金	19,396	
為替差益	105,553	
保険解約返戻金	39,446	
助成金収入	15,139	
補助金収入	3,861	
その他	24,344	207,740
営業外費用		
支払利息	47,922	
コミットメントライン手数料	7,237	
その他	9,538	64,697
経常利益		903,654
特別利益		
固定資産売却益	5,726	
投資有価証券売却益	1,465	7,191
特別損失		
固定資産除売却損失	334	
減損損失	535	
子会社清算損	8,634	9,504
税金等調整前当期純利益		901,341
法人税、住民税及び事業税	290,773	
法人税等調整額	65,926	356,700
当期純利益		544,641
非支配株主に帰属する当期純利益		3,815
親会社株主に帰属する当期純利益		540,825

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	977,142	1,069,391	8,384,664	△133,654	10,297,544
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△212,452		△212,452
親会社株主に帰属する当期純利益			540,825		540,825
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	-	-	328,372	-	328,372
2022年3月31日残高	977,142	1,069,391	8,713,037	△133,654	10,625,917

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日残高	111,190	19,159	130,349	193,356	10,621,249
連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△212,452
親会社株主に帰属する当期純利益					540,825
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,702	370,575	367,872	4,555	372,427
連結会計年度変動額合計	△2,702	370,575	367,872	4,555	700,800
2022年3月31日残高	108,487	389,734	498,221	197,911	11,322,050

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,233,535	流動負債	2,970,164
現金及び預金	1,817,342	買掛金	955,831
受取手形	1,236,618	短期借入金	1,484,000
売掛金	1,525,801	リース債務	19,639
契約資産	741,267	未払金	47,290
製品	24,965	未払費用	233,817
材料	356,703	未払法人税等	57,797
仕掛品	466,612	契約負債	78,873
前払費用	7,988	預り金	10,439
未収金	43,916	製品保証引当金	69,005
その他	12,319	役員賞与引当金	13,470
固定資産	6,279,207	固定負債	2,982,947
有形固定資産	2,259,211	長期借入金	2,551,000
建物	781,346	長期未払金	4,600
構築物	30,841	長期預り金	65,880
機械装置	80,872	リース債務	34,702
車両運搬具	0	退職給付引当金	312,914
工具器具備品	20,975	役員株式給付引当金	13,850
土地	1,285,993	負債合計	5,953,111
リース資産	54,341	(純資産の部)	
建設仮勘定	4,840	株主資本	6,454,017
無形固定資産	32,567	資本剰余金	977,142
ソフトウェア	31,342	資本準備金	1,069,391
施設利用権	0	利益剰余金	4,541,138
特許権	1,225	利益準備金	128,660
投資その他の資産	3,987,428	その他利益剰余金	4,412,478
投資有価証券	276,645	土地圧縮積立金	57,122
関係会社株式	1,403,623	別途積立金	1,840,000
関係会社出資金	728,298	繰越利益剰余金	2,515,355
従業員長期貸付金	6,556	自己株	△133,654
関係会社長期貸付金	1,544,304	評価・換算差額等	105,613
長期前払費用	5,785	その他有価証券評価差額金	105,613
繰延税金資産	141,450	純資産合計	6,559,631
積立保険金	48,439	負債及び純資産合計	12,512,743
会費	0		
差入保証金	45,457		
貸倒引当金	△213,133		
資産合計	12,512,743		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,681,371
売上原価		6,109,290
売上総利益		1,572,080
販売費及び一般管理費		1,500,245
営業利益		71,834
営業外収益		
受取利息及び配当金	311,820	
固定資産賃貸料	69,826	
その他	161,582	543,228
営業外費用		
支払利息	18,024	
コミットメントライン手数料	7,237	
固定資産賃貸費用	30,752	
その他	94,327	150,341
経常利益		464,720
特別利益		
固定資産売却益	29	
投資有価証券売却益	1,465	1,495
特別損失		
固定資産除売却損	0	
子会社清算額	345	345
税引前当期純利益		465,870
法人税、住民税及び事業税	137,107	
法人税等調整額	△25,381	111,725
当期純利益		354,145

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計			
					土地圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2021年4月1日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	57,122	1,840,000	2,373,663	4,399,445	△133,654	6,312,325	
当期変動額											
剰余金の配当							△212,452	△212,452		△212,452	
当期純利益							354,145	354,145		354,145	
自己株式の取得									-	-	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	141,692	141,692	-	141,692	
2022年3月31日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	57,122	1,840,000	2,515,355	4,541,138	△133,654	6,454,017	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	109,235	109,235	6,421,560
当期変動額			
剰余金の配当			△212,452
当期純利益			354,145
自己株式の取得			-
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△3,621	△3,621	△3,621
当期変動額合計	△3,621	△3,621	138,070
2022年3月31日残高	105,613	105,613	6,559,631

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社 カワタ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カワタの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社 カワタ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カワタの2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月3日

株式会社カワタ 監査等委員会

常勤監査等委員 渡 部 寛 ㊟

監 査 等 委 員 伊 藤 芳 伸 ㊟

監 査 等 委 員 飯 塚 一 雄 ㊟

(注) 常勤監査等委員渡部 寛、監査等委員伊藤芳伸並びに飯塚一雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第73期定時株主総会会場ご案内図

大阪市北区梅田3丁目1番1号 ホテルグランヴィア大阪20階「鳳凰」

TEL 06-6344-1235 (代表)

株主総会にご来場の株主様へのお土産は、取りやめております。

